

「小規模事業者」の定義

小規模事業者支援法では、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断しています。

商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業 除く)	<ul style="list-style-type: none"> 他者から仕入れた商品を販売する(=他者が生産したモノに付加価値をつけることなく、そのまま販売する)事業 在庫性・代替性のない価値(=個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値)を提供する事業 <p>*自身で生産、捕獲・採取した農水産物を販売するのは「商業・サービス業」ではなく「製造業その他」に分類</p>	常時使用する 従業員の数 5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊を提供する事業(また、その場所で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含まれる。) 映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業 	常時使用する 従業員の数 20人以下
製造業その他	<ul style="list-style-type: none"> 自者で流通性のあるモノ(ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む)を生産する事業 他者が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業(在庫性のある商品を製造する事業) 	常時使用する 従業員の数 20人以下

- 業種は、日本標準産業分類ではなく、営む事業の内容と実態から判断します(現に行っている事業の業態、または今後予定している業態によって、業種を判定します)。
- 「商業・サービス業」、「宿泊業・娯楽業」、「製造業」の定義に当てはめることが難しい事業(建設業、運送業等)や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他」として、「製造業その他」の従業員基準を用います。

(例：飲食店)

調理技能を用いて生産した料理をその場で提供するのみ

→商業・サービス業

調理技能を用いて流通性のある弁当、総菜、お土産を作っている

→製造業

(例：本屋)

出版社・取次から仕入れた書籍をそのまま販売するのみ

→商業・サービス業

自社の知覚とノウハウをもとに、小説と小説内に登場する料理を提供する飲食店を掲載した案内雑誌を「文字と舌で楽しみたいグルメセット」等と称して販売している

→製造業(他者が生産したモノに新たな価値を付与している)

① 補助対象者の範囲は以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合） ・ 個人事業主（商工業者であること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師、助産師 ・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） ・ 協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く） ・ 一般社団法人、公益社団法人 ・ 一般財団法人、公益財団法人 ・ 医療法人 ・ 宗教法人 ・ NPO法人 ・ 学校法人 ・ 農事組合法人 ・ 社会福祉法人 ・ 申請時点で開業届を出していない創業予定者 ・ 任意団体 等

② 以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- (b) 個人事業主本人および同居の親族従業員
- (c) （申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
 - * 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
- (d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - (d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者
（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）
 - (d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員^(※1)」の所定労働時間に比べて短い者

※1 「通常の従業員」について

通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(d-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。